

第 2 回 北方領土問題対策協会分科会 議事録

- 1 . 日 時：平成 1 6 年 7 月 9 日（金）9：5 6 ~ 1 1：5 5
- 2 . 場 所：北方領土問題対策協会会議室
- 3 . 出席委員：飯田分科会長、神谷分科会長代理、朝倉委員、出塚委員
- 4 . 議事次第
 - (1) 平成 1 5 事業年度業務実績報告
 - (2) 平成 1 5 事業年度財務諸表等
 - (3) 今後の進め方

5 . 議 事

飯田分科会長 少し早目ですけれども、もう 10 時近いので始めさせていただきたいと思えます。

分科会長の飯田でございます。今日は評価委員会分科会の第 2 回会合ということでありますけれども、御厨委員が先ほど、欠席ということで御連絡がございましたので、委員は 4 人だけということでやらせていただきます。

今日の議題ですけれども、3 つございまして、1 つは、平成 15 年度の業務実績の報告、もう一つは財務諸表等について、北対協の方から御説明をいただいて意見を承るということの 2 つと、それから、3 番目に、これから評価委員会の分科会を中心にどういう評価を進めていくかという手順やスケジュールについて、事務局から後ほど御説明があると思いますが、それについてまたお諮りしたいと思います。

もう御案内のように、この業務実績については通則法第 32 条という規定がありまして、評価委員会の評価を受けなければならないというふうに定められています。また、財務諸表等については、主務大臣が承認するときに、あらかじめ、評価委員会に説明して、意見を聴かなければならないという規定がありまして、それに基づいて、今日、この分科会も開かれている次第です。

議事に入る前に、北対協の井上理事長からごあいさつがありますので、よろしく願います。

井上理事長 おはようございます。理事長の井上でございます。座ってごあいさつさせていただきます。

今日は本当にお暑い中、また不慣れなところにお出向きくださりましてありがとうございます。ここは前にホテルニューオータニがあり、都心の近くではありながら、余り来ることのない場所ではないかと思えます。

また、評価委員の先生方には、せっかく事務所に来られましたので、ごらんいただけたらいいと思うのですが、特に、お見せするようなものは何もなくて、狭いところにごく小人数で実務をやっているというのが現状でございます。

北対協の業務は幾つかございますが、特に啓発関係、ビザなし関係の業務は、この 7 月、

8月がピークでございます。現在も、昨日、四島のロシア人の子どもたちが引率を入れて50名、東京に来ました。3日の日程で学校訪問とか、あるいはホームビジットなどを行う予定でおります。

また、それが終わりますと、7月23日の金曜日から、訪問の第2陣が四島に行くことになっています。

また、日本語講師の派遣事業で、三島に約1か月間ほど日本語の講師を派遣する事業ですが、これも現在、色丹に2人の講師、総員で4名になりますが、派遣しております。これが終わると次は択捉に派遣するというようなことで、ビザなし事業が今非常に入り組んで進行しているところです。

併せまして、啓発の関係では、根室で年間に2回、4グループ、学校の先生であるとか、中学生であるとか大学生であるとか、あるいは青年、婦人というような方々を集めて総勢で300人ばかりの直轄で研修会をやっております。これは8月、9月の実施ですので、その準備が今進んでいるというところであります。

その他いろいろありまして、特に見るべき事務所ではありませんが、その雰囲気だけでも感じていただければと思います。後ほど、終わりましたら是非お願いしたいと思います。

先ほど、飯田分科会長の方からもお話がありましたように、今日は、15年度の業務実績と決算を中心にして御説明を申し上げるという予定になっております。御案内のとおり、15年度、初年度は10月から3月まで、半年間という形で大変半端な形であります。加えまして、北対協の事務は大体前半に、9月までに実務的なものの多くは終わっていますので、特に今回の決算というのは全体の半分にもなっていないということをお含みいただきたいと思います。

また、資料を初めてつくりました。その整理の仕方、大変不慣れでありますし、また、北対協自体がこのような事務に対して大変不十分な体制でありますので、内容的に十分でないところがたくさんあると思いますけれども、どうか御指導をお願いしたいと思います。

始めるに当たりまして、一言ごあいさつさせていただきました。どうぞよろしく願いたします。

飯田分科会長 ありがとうございます。もう一つは、今日の会合には、北対協の札幌事務所から、長尾専務理事と飛山事務所長がお見えになっております。これは各委員から御質問や御意見を賜った後、それに対応するために御出席くださっているわけですが、自己紹介を兼ねて、願いたします。

長尾専務理事 札幌から参りました専務理事の長尾でございます。ちょっと暑さに朝からグロッキーぎみでございますが、今後ともよろしく願いを申し上げます。

飛山所長 札幌事務所所長の飛山でございます。よろしく願いたします。

飯田分科会長 ありがとうございます。

それから、今、お手元にいろいろ資料がありますが、そのうち資料2と3がお配りされていると思うのですが、これは、実は後ほど事務局から説明もありますが、今日のヒアリングを終えた後、委員各位に皆それぞれこの評価表をお配りして、そして、これに

大体 2 週間ぐらいの時間をかけて御記入をいただいて、事務局が後ほど取りまとめて、もう一度これについて皆さんの御意見を交わしていただくということになっているようであります。

これは、今日の議題が終わった後、3 番目の議題の中で、事務局から更に詳しく御説明があると思います。

それでは、まず、平成 15 年度の業務実績について、北対協から御説明をいただきたいと思っております。吉越事務局長、よろしくお願いいたします。

吉越事務局長 それでは、私の方から「業務実績報告書」及び「項目別評価表」に基づきまして、御説明をさせていただきます。

初めに、「業務実績報告書」の目次をご覧ください。この構成は、1 つは第 1 章、概略的な全般的な流れを書いております。第 2 章、業務実績、ここからが項目別評価表の中で実績表の方に書きましたバックデータの位置を占めております。

恐縮ですが 2 ページをお開きいただきたいと存じます。この中ほどに「組織及び役職員」とございまして、協会の役員は理事長のほか常勤理事 1 名、非常勤理事 5 名以内、及び監事 2 名以内で役員が構成されております。

下の方でございますが、協会の中期計画の期首における常勤職員数は 19 名でございます。

3 ページ、「個別項目」でございますが、旧協会から承継されました資産は、75 億 4,421 万 1,020 円となっております。その内訳は、一般業務勘定にしましては、3 億 3,424 万 9,611 円、これは 10 月 1 日の期首現在でございます。それから、貸付勘定の方は、72 億 99 6 万 1,409 円ということになっております。

その次の「(2) 貸付業務勘定とそれに対する補助金」、貸付業務については、一般業務と区別して経理するため、特別の勘定、いわゆる貸付業務勘定を設けなければならないこととされております。これは、貸付業務が昭和 36 年に国庫から交付されました 10 億円の基金を基本的な財源として旧漁業権者等特別措置法に基づきまして協会が実施している事業でございます。

協会に対する国からの資金は、一般業務勘定に対する運営費交付金と貸付業務勘定に対する補助金の二本立てということになっております。ほかの法人にはない珍しい形を取っております。

「(3) 会計監査法人による監査」、協会の資本金は 2 億 7 千余でございますけれども、会計監査人の監査が求められる規模、いわゆる資本金 100 億円以上をはるかに下回っておりますけれども、貸付業務におきまして、貸付金の財源となるための長期借入金が必要とされていることから、会計監査人の監査を受けなければならない法人とされております。これは法令で定められているものでございます。

それから次に 4 ページでございます。「業務の実績」でございますが、先ほど理事長のあいさつの中で申し上げましたとおり、独立行政法人は 10 月 1 日施行ということになりましたので、この前半の 6 か月間でビザなし交流あるいは啓発事業の一部直轄事業が終わっており

ました。その関係上、1年目の業務実績は既に終了した事業の後処理あるいは次年度への準備等に限られた内容のものが大部分でございます。いわゆる発車台的な意味合いでございます。

以下につきましては、今度は評価表に基づきまして、御説明申し上げながら、この資料に戻っていただくこともございます。それではよろしく願いいたします。

それでは、評価表の方に移りたいと思います。

まず、業務運営の効率化に関する目標を達成するため、取るべき措置ということが項目でございます。これは、一般管理費、いわゆる人件費を除きまして、14年度を発車台にいたしまして、19年度末、4年6月後には13%を削減すると、それから、業務経費につきましても、毎年度、1%の効率化を図りなさいということが指標とされております。一般管理費の削減につきまして、この半年間にやりましたことは、実績として右の表をちょっとごらんいただきたいのですが、下半期の計画は、3,000万でございます。

それで、14年度を発車台は、5,600万ということでございます。19年度、最後は4,900万まで減らす。こういう厳しい内容でございます。15年度の下半期につきましては、計画では、3,000万、実績では2,900万という形で、100万円の実績減額をさせていただいております。この実績減額は、旅費の節減とか、あるいは消耗品、あるいはペーパーレス、いろいろなケチケチ運動を積み重ねた結果でございます。

それで、平成15年度の実績額が15年度を上回っておりますけれども、これは、独立行政法人に移行するために、会計システムを導入いたしましたり、あるいは先ほど申し上げました会計監査人による監査経費があったために増額になったものでございます。

それから、2項目目の業務経費の効率化ということになりますが、実は、平成15年度の事業予算が前年度より5.36%減額されておりました。それを受けまして、我々としてもかなり厳しい削減がございましたので、関係団体への節約の呼びかけとか、直接事業の効率化等を行いまして、一応予算の範囲内でこの事業を実施いたしました。

それから、3項目目のその他の業務運営の効率化ということが書かれておりますけれども、ここにつきましては、いろいろ厳しい中で、各係、それぞれにコスト意識を持たせるために、それぞれの係で積み上げ執行予算を作成させるあるいは組織体制の見直しを行う、あるいは業務マニュアルの作成、それからペーパーレス化や節約運動の推進、広範囲な対策を講じまして、順次実施に移した次第でございます。これらにつきましては、4ページの方に積み上げ予算につきまして、書かせていただいております。

次に、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標達成のためにとるべき措置」ということであります。

まず、その中で、国民世論の啓発に対する事項に対しましては、中期目標では、支援事業を100回以上の水準に保つように事業を行いなさいというような指示を受けておまして、これについては恐れ入りますが10ページをごらんいただきたいのですが、15年度の実績として合計では129回実施いたしました。これの該当する下半期の実績は97回とい

うことで、一応目標は達成されているというふうに我々は判断しております。それから、中期目標期間中の各種大会への支援内容等ということでございますけれども、2項目目になりますけれども、県民会議とか北連協が実施します事業の内容でございます。1つは、2月7日の北方領土の日におきまして、1,600人の参加の下に開催されました全国大会に対しまして、啓発資料あるいは人的支援、経費的支援等を行いました。また、県民会議、北連協等の開催しました県民大会とか、研修会あるいは講演会、キャラバン・署名、パネル展等に対しましていろいろな支援を行っております。

都道府県県民代表者全国会議を開催するというようになっておりまして、これにつきましては、県民会議代表者を一堂に会しまして、15年度上半期事業の総括を行い、そしてまた、2月の北方領土返還運動強調月間の事業及び次年度の返還運動等につきまして協議を行いました。会議の結果、国際シンポジウム2004を富山県で、それから第1回の四島訪問につきましては、近畿ブロックが担当するというようなことを決定いたしております。それから、ブロック会議幹事県会議を開催するというところでございます。これもやはり上半期の返還運動の課題と問題点あるいは次年度の返還要求運動の在り方、あるいはブロック連絡協議会事業の計画、それから教育者会議設置等協議する会議を開催しまして、本来ならば1回開催すべきところを2回開催いたしまして、連携強化を図っております。

次に、北方領土を目で見る運動関係でございますが、根室管内に北方館、あるいは別海北方展望塔、羅臼国後展望塔の施設を持っておりますが、ここに対しまして、意見箱の設置をするということでございました。後ろの参考資料の10ページ、11ページをごらんいただきますと、左側には北方館とかの施設の写りが載っておりまして、こういう施設に対しまして右側のアンケートでございますが、このようなアンケート調査を実施しております。

次に、青少年、教育関係者に対する啓発の実施ということで、上半期に開催しました教育者指導研修会、それから、青少年現地研修会、それから北方領土ゼミナールの参加者から提出されました報告書の取りまとめを行いました。

そして、その事業を効果的、効率的に実施するための検討会を開催いたしまして、その結果、16年度は、研修日程、更にその内容を充実・拡充するとともに、参加人数の増大を図ることといたしました。

それから、北方領土問題教育者会議設立の状況と活動内容等を検討する会議を開催するというようなことがございました。これらに対しましては、本文の方の30ページにお戻りいただきたいと思っております。

教育者会議の設立に取り組む意思を表明しました県民会議担当者を集めまして、進捗状況、課題、問題点等を協議する会議を3回開催いたしました。これはなぜかと申しますと、30ページに書いてございます設置の基本方針ということで、県民会議がまずイニシアチブを取って推進していただきたいということで、2番目が一番問題であります。教育の特殊性、県の特殊性、教育委員会の特殊性、それから地域にある職員組合の強さの問題、等々いろいろ問題点がございます。そういうような問題を皆さんで出し合っていただきまして、お互いに

どういふうにそれを改善したり工夫したかというような内容を参考にしながら集まっていたいて、その会議を持っていただきまして、また、各県に戻っていただき、いろいろ進めていただくというような繰り返しを行いました結果、10 県で教育会議が設立されました。

それから、インターネットを活用した情報の充実、情報提供ということでございますが、中期計画上では期首年度から期末の間に、20%のアクセス件数を増やすように努力するという御指示でございましたので、我々としまして、32 ページをごらんいただきたいのでございますけれども、ホームページを充実したり、新規リンクを張るなどいろいろなことを図りました。

その結果、アクセス件数とその上の表にございますけれども、4月から9月の件数に対しまして、10月から3月までの件数、これが2,000件くらい伸びております。そのような形で、我々も努力し、このままもうまく行けば、目標20%は達成できるのではないかなというように考えております。そのためには、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、北方四島との交流事業の実施ということでございます。この事業は、既に特殊法人時代に終わってございました関係上、残されたものはそれに対する総括だとか、それに基づく改善点ということが大きな目標になっておりまして、そのために、実施団体等と7回ほどの会議を開催いたしまして、いろいろ協議をいたしました。その結果、対話集会、交流集会の充実を図るための事前研修会の充実が必要である。あるいは統一テキストの必要性、あるいはしおりの作成が必要であるということになりまして、これらにつきましては、新しく本年度からここにも示しましたように、いろいろな教材とか、いろいろつくりまして、今、実施を図っているところでございます。

更に、北海道推進委員会というもう一つの実施団体がございます。いわゆる北海道を中心とする推進団体がございますけれども、それと青森以南の団体との連携を図るということで、種々情報の共有化、いつも同じ船で行って同じように返ってきておりますので、行く度にいろいろな島側の情報なりあるいは安全管理の問題とか、そういうものにつきまして、共有化を図るような相互連絡をとるようなこともしております。更に、船が小さいということ、それからはしけに乗り移るためにいろいろ危険が伴うということもございまして、安全マニュアルの作成も行ったところでございます。

それから、受け入れ事業につきましてでございますが、受け入れ事業につきましても、もう既に終了してございましたので、いろいろと反省点を踏まえまして、やはりそこに集ってきます各日本人の方々に対しまして、対話集会等を進めていく場合に、いろいろと話がかみ合わないというようなこともございますので、それらの点につきましても、テキストなりを使いまして、しっかりと研修を行って、交流会、対話集会に望んでいただくような方途で、充実、拡充を図っております。

更に、ホームビジットを受け入れていただきますので、そのために必要な資料として簡単な会話集、それと、文化の違いもございまして、そういうものをちょっと入れたようなものの手引を作成し、今回富山県で早速それを使い実施しております。

それから、専門家の派遣でございますけれども、これは理事長の先ほどの言葉にも出てまいりましたけれども、日本語講師2名をそれぞれの三島に派遣をしております。この事業も既に終了いたしておりました。そこで、5年間続けてまいりましたけれども、これにもいろいろな反省点があるのではないかとということで、行かれた先生方あるいは専門家の方と御一緒に、いろいろな反省点、それから効果的に実施するためにはどういうことをしたらいいかというようなことをいろいろ3回ほど話し合いました、その結果、四島の特殊性と書いてございますけれども、四島側の特殊性、1つは、日本語講師が七夕のように1年に1回、1か月程度行くという特殊性、それから島側が子どもから大人まで、いろいろなバラエティーに富んだ参加者がいる、というような特殊性の中から、どのように事業を進め、どのようなテキストを使ったらいいか、どういうカリキュラムでやるかというようなことを真剣に御討議いただきまして、それからなおかつ札幌に受け入れている事業もございます。これにつきましても、統一的なテキスト、札幌ではどういうテキストを使っているかというようなことも調査をいたしまして、島側の人たちが戻って、向こうで自分たちが復習なり予習なりできるような一貫性のものにしたいということで、新しくテキストを選定いたしましたし、それからカリキュラムも一応策定をいたしまして、本年度事業に今、臨んでいるところでございます。

それから、その他、四島交流事業の本年度の実施結果を持ちよりまして、在り方を検討するというところでございましたので、これも実施団体といろいろな協議をして、新しい事業に取り組むことをいろいろ検討いたしました。そして、北方四島の代表者との打ち合せの中で、いろいろと改善点を言うべきとして、取りまとめましたが、残念ながら、四島側の事情によりまして、この代表者会議は中止をされました。

その結果、今年の富山県の受け入れの中で、抱き合せの形で代表者間会議を開催し、去年のことは、今年度事務が始まってしまいましたけれども、その中で申し入れをしたということになっております。

次に、調査研究のために研究会を設置するというところでございます。これは37ページをお開きいただきたいと存じます。

いわゆる研究会委員として北方領土問題に関する諸分野の研究者、あるいは実務者等からなります8名を構成員とする研究会を設置いたしました。

メンバーは、ここにも記載してあるとおりでございます。

あとは、拡大研究会を開催しろということで、その次のページをごらんいただきたいのでございますけれども、そこには、拡大研究会をやりました出席者の方々のお名前が出ておりますが、こういう方々にお集まりいただきまして、2月あるいは8月の強調月間に向けて、先生方がいろいろ講演等に行かれますので、一応の意思決定的なものをさせていただきまして、実施に移したところでございます。

それから、国際シンポジウムにつきましては、この下に書いてございますけれども、10月17日からは大阪会議で、それから、20日は東京会議でというようなことで開催をいたしてお

ります。

ロシア、アメリカ、それからイギリスの学者、各々1名を招聘いたしまして、シンポジウムを開催したところでございます。

次に、元島民等に対する必要な援護等に関する事項ということで、また、セクションが変わりますけれども、これは、元島民等が終戦直後、1万7,291人の方々方が日本に引き揚げておられますが、このの方々に対する必要な援護措置ということでございます。これらにつきましても、彼らが行います署名運動あるいは全国各地で県民会議等が集めました署名を編纂するということに対しまして支援をしているわけでございます。

これにつきまして、平成15年度の下半期の収集数は、ここにも書いてございますように、94万2,000余の署名を集めました。平成15年度末の累計は7,642万余になっております。

それから、元島民の方々もやはり返還運動の一翼を担っていただいておりますので、これらの人たちにも、やはり最近の情報等について研修会あるいは交流会を開催しまして、最近の動きなどを伝達するような研修会を開催しております。

それから、もう一つ元島民に対する援護といたしまして、戦前に住んでおられました生活の実態とか、引き揚げの様子だとか、そういう証言集をつくるということになりまして、特に青少年向けの方々に読んでいただく、そういう記録集ということで、15年度は「自然編」を刊行いたしました。

次のページでございます。元島民の方々の自由訪問という形で、ふるさと訪問的に生まれ故郷の島に行っていただくことにしております。それらに対しましても、報告書の提出を求めています。これらについては、報告書を提出していただきますとともに、やはり先ほどのことと同じように、四島交流の方ではしっかり研修会を行っておりますので、自由訪問につきましても、ふるさと訪問の方々に対しても、事前研修を行っていただくよう指導しております。

それから、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施ということがございます。これにつきましては、貸付の円滑な実施、それから一番大きなのは適切な債務管理が問題になるところでございます。これに対しましては、下半期におきまして、貸付決定額は、ここにも書いてありますように、3億9,000万、年間11億4,000万円の貸付実績となりました。

特に、債務管理が厳しくなりまして、ここにも書いてございますように、一般債権と申しますのは、いわゆる優良債権でございます。貸倒懸念といいますのは、3か月以上、6月未満の延滞債権を指しております。

それから、破産更生債権と申しますのは、6か月以上延滞しているものを指しております。これにつきましても、下に書いておりますように、電話の督促とか、あるいは文書による督促、場合によっては弁護士さんを通じた督促などのことを積極的にいたしまして、上期と下期の間で、わずかでございますけれども、0.1ポイントの改善を見ております。

それから、融資説明会あるいは相談会を開きなさいということでございますので、ここに書いてありますところで、精力的に相談会等を開催いたしております。

それからもう一つ、その結果要望がございまして、皆様に1回、今年の春でございますけれども、お諮りをいたしまして、修学資金の貸付限度額の引き上げをお認めいただきまして、それを実施いたしたところでございます。

それから、関係機関の連携強化ということもうたわれておりまして、これらにつきましても、関係機関あるいは転貸先漁業協同組合等々といろいろな業務方法書の改正とか、資格継承の問題だとか、貸付事務の手續につきましても連携を図ってまいりました。

それから、1つは生前承継の実績ということで、促進をなさいということでございますが、これは、実は、今までは元島民の方々だけに与えられた融資制度でしたが、生計を一にする、一人に限って承継することができる、生前にその資格を承継することができるという制度でございますけれども、制度の周知もしなければ元島民の方にわかっていただけないというようなこともございまして、かなりの説明会をいたしました。その結果、平成15年度実績としましては118人の方に承継をしていただきました。平成8年度から現在まで828名の方が承継をされております。

この承継問題につきましても、なかなか難しい問題もありまして、ただ資格の承継であるにもかかわらず、財産の継承とよく間違われておりまして、目の黒いうちはお前には渡さぬというようなこともありまして、なかなか御理解をいただけない部分もございまして、そこを何とか進めているところでございます。

それから、予算の執行状況等につきましても、後ほど財務諸表の方でお話しさせていただきます。

短期借入金は、該当はございませんでした。それから、貸付業務勘定につきましても、該当はございませんでした。

それから、低利な融資をするために、10億円を担保に供するというようになっておりまして、それが適正になされているかどうかということでございますけれども、10億円のうち農林中央金庫に7億円、それから北洋銀行に2億円、それから漁業協同組合連合会の方に1億円ということで預けて運用しております。

それから、剰余金の発生は該当はございませんでした。

次に、施設及び設備に関する関係でございますが、これについても該当はございませんでした。

それから、人事に関するところでございますけれども、中期目標中には、いろいろなフラットの組織にして、柔軟に対応するというところで、現在検討を進めているところでございます。

それから、職員の向上を図るということで、研修会には、自分のところではなかなか19人という小さい組織ですので、自前研修は開かずに、なるべく企業なりほかで国家公務員関係でやっております研修に積極的に参加をさせております。下半期だけで4回職員を派遣しております。

なお、52ページを見ていただきたいと思いますけれども、先ほどの監査人による監査の結果のものが付いておりますが、いずれも適正な処理をされた旨の意見をいただいていること

をつけ加えさせていただきまして、雑駁ではございますが、これにつきましての説明は終わらせていただきます。

飯田分科会長 ありがとうございます。

今の御説明について何か御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

朝倉委員 余り事業のことと関係しない、ちょっと疑問なんだけれども、北方領土にコサックが移入し始めているというような話がありますけれども、あの連中との交流というか、アプローチ、接触、これまでと何か違ったものがありますか。

吉越事務局長 実は、去年の第1回の訪問のときに、うちではよく納沙布岬で右翼の方々が歓迎的にマイクを使ってやっておりますけれども、それと同じように、古釜布の土手の上というか、港の見えるところに横断幕とコサックの人たち数人たちが、「お前らに返す領土はない」とかというたれ幕をやっておりました。しかし、それ以上過激なものはございません。

それで、コサックの人たちは、国境警備隊の中にもおられるということもありますし、それから、一部そういう人たちが流入して住んでおられるという情報はございますけれども、その方々が特に返還運動、我々が言う対話集会とか、交流集会に来ておられるかもしれませんけれども、そこで過激な何か発言するということはございません。

情報によれば、60人とか70人いるというような話も入っていますが、何人いるというデータ的にはもらっておりませんし、それから、地区の方々、地区長たちも余り、その話を聞いても、60人ぐらい来ているんじゃないの、というぐらいの軽い気持ちで言っているぐらいで、なかなかそこは確かめようがないのが実態でございます。

飯田分科会長 今のところ余り政治的にも大きな問題になったりするような、あるいは外交上の大きな問題になっているということはないのでしょうか。

吉越事務局長 ないです。

飯田分科会長 ということは大変過激なことを言っておられるんですけれども。

井上理事長 実際に我々と遭遇したのは、今話が出た去年の訪問のときに一度、丘の上と港と会っただけです。ただ、全体の動きとすれば、サハリン州で去年の2月7日の北方領土の日から、あそこに領事館がありますけれども、領事館の前にコサックを中心にしてデモ隊ができて、反対ということを去年やり、また、今年の2月もやったというような話があります。それから歯舞まで含めて、常駐はしていないんですけれども、ロシア正教の十字架を立てるといようなことはやっているようです。ただ、我々との直接の接触は、さっき言いましたように、去年の訪問のときの1回だけ、それも大きなトラブルなしに終わっています。

影山参事官 外務省からですが、ロシア政府としては関係はないという、そんなお話はしているようです。

神谷委員 直接関係がないと言えないんですけれども、去年、私も委員になっている安全保障問題研究会でサハリンフォーラムというのを東京で開催しましたときには、あれは極東のだと思いますけれども、コサックの頭という人をメンバーの一員として招聘いたしまし

たところ、大変貫禄のあるおじさんがやってきて、そのときに既にたしか、第1回の訪問の後でしたから、詳しい専門家がその問題について質問をしたところ、威勢のいいことは何も言わず、むしろ悪意はないというような意味のことをちょっと、詳細は忘れましたが、言うばかりだったので、その辺りは、少なくともとりあえず、事をものすごく荒立てて得になるというような認識はないのかもしれませんが。ただ、何を考えているのかよくわかりませんでした。

飯田分科会長 ほかに何かございますか。

朝倉委員 1つ大ざっぱな感想を聞いてみたいんですが。独法に移ってやりやすくなったところと、やりにくくなったところというのはどういうことですかね、心情的に。ありますか、変わらないということもないと思うんですけども。どんな感じですか。

井上理事長 非常に雑駁なお答えなんですが、付加的な事務が増えたことはかなりあります、この作成資料も含めまして。それから、監査法人監査をさっきの貸し付けの方だけでなく、一般勘定の方もやられていますので、これは極めて単純な仕組みで、国の運営費交付金があって、ほかの収入はなく、しかも出している支出の目的は、それぞれユニークな目的がありますから、相互に余りごちゃごちゃできないという、非常にシンプルな構造だと思うんです。そこに監査法人監査をされますので、プラスとマイナスとどちらかなという感じはございますね。

ただ、今まで、こういう形で厳密には見ていなかったもので、会計監査法人にしましても、こういう形で一回整理されて意見を聞けると、これは大変役に立つと思います。

独立行政法人の典型的な組織の姿がどんなものかというのは、必ずしも私は承知しないんですけれども、私なりに想像すると、少なくともある程度の自前収入がありますと、それから、事業について財務的な経理的な指標で全体を見ること、監督することが出来、効率化が図られるような要素がありますと、それから、相当オーバーヘッドというか、管理が厳しいですから、ある程度以上の大きさを持った組織、というのがおおむね独立行政法人の想定している組織の形かなという気がするんです。

そういう点で考えますと、うちの場合は、貸付けの方は別にしまして、収入については、この事業の内容からいうと、収入が国以外の形であるとは思えませんので、ここはだめだなと、それから、2番目の業務については、今も御説明しましたように、大きく分けて3本ないし4本の柱がありますが、援護と啓発と相互に資金のやりくりをすとか、代替的な関係に立つとか、ということはある得ないと思うんです。そうすると、仕事仕事それぞれユニークであり、相互に代替性を持たないというところで、財務的な合理性を追加するということ、そういうことをやるという余地はほとんどないんだろうと。

それから、規模から言って、定員19名、予算の規模で9億前後ですので、ちょっと管理的な要素がやはり荷が勝ち過ぎるのかなというところでは。総体から言うと、余り適合した組織とは言いにくいのではないだろうかという気がいたします。極めて雑駁な話ですが。

ただ、私非常にいいなと思っていますのは、定期的に、この業務実績もそうですけれども、

外部に説明をしなければいけない、説明する機会がある、ということは大変いいことだと思うんです。今までも勿論予算とか監督官庁とかという形での説明はあったわけですが、言わば、仲間内という点はありました。また、過去長い経過がありますので、基本のところはなかなか変更しがたいというところもあったことは事実だと思います。

そういう意味で、今度は形が変わって、先生方のように全く北方領土に、今まではほとんど関係がなかった方に、自分の仕事を説明する、というのは非常に刺激的でもありますし、場合によると、今まで放置してきた問題を直さなければいかぬ、直すべきだということ、そこで直せるチャンスでもあったと思います。

そういう意味で、プラスもありマイナスもありということで、プラスの方をできるだけ利用させてもらう。そちらの方向を活用していきたいと思っていますところ。大変雑駁でございますが、感想ということで。

朝倉委員 何となく感じはわかりました。

飯田分科会長 今、理事長がお話しになった透明性というか、公開してあれすると、ちょうど長い、四島交流事業とかいろいろな事業がございますね、あれをやってきたものを見直す上でも非常にいい機会になるだろうと私は思います。

朝倉委員 今まで本当に余り知らなかったから、交流事業など随分いろいろやっているんだと、ちょっと感心したところがあるんですけども、少ない人数で。

飯田分科会長 こうやってみますと、本当に事業が多岐にわたっていて、しかも多いんですね。

井上理事長 ちょっとビザなしの交流事業というのはかなり大きなウェートを占めているんですが、御案内の方もおられると思いますけれども、ごく簡単に説明いたしますと、こんな構成になっています。

あの地域は日本の領土だというのが日本の主張ですので、日本政府は基本的にロシアの管轄権の下であの地域に入ってはいけない、入ってくれるなということをやうと一貫して言っています。その例外が、墓参でして、墓参については、これはかなり昔の時代から、人道的観点という形で、ロシアの管轄権ではない、要するに、ビザは要らない、パスポートも要らないという形で行われていました。それが、一時期、逆風が吹いたときに、ビザを持ってこなければいけないということで、墓参の中断というものをやったことがあります。それは、ゴルバチョフになってから解除された。

これとは全く別に、ゴルバチョフが1991年に日本に来たときに、ゴルバチョフの提案だったと思うんですけども、人的交流をやらないかということで、結局、今のビザなし交流という仕組みができました。これは、領土問題というのは、平和条約締結問題の解決に資するために、人的交流を、相互の国の法益を害さない、法的立場を害さないという前提でやりましょうということで始まっていて、ここに実績がありますが、参考の方の40ページ、ゴルバチョフが来たのは1991年ですから平成3年だと思いますが、4年から交流が始まっていて、今年13年目ですが、日本側からの訪問、四島側のロシア人からの訪問、日本から言

えば受け入れという形になりますが、全体で今1万1,000人ばかりがトータルで行っています。これがちょっと複雑でして、この制度、途中で拡大を2回しておりまして、1度は元島民について、この中にも出ていましたが自由訪問という制度を新しく入れたと思います。

それから、専門家の交流というのも1つ入れたことがあります。その枝葉は別にしますと、このような形で日本側と四島ロシアと人の相互交流をやる、日本側は、基本的には返還運動関係者あるいは行政の関係者、そういう人たちが向こうへ行きます。それは、外務大臣と、現在で言うと内閣府の主管大臣が手続を取った上で行きます。ビザは取っていきません、という仕組みでやっています。その実施の作業をやっているのが北対協なわけですが、実は、また複雑なんです、全体の事業の約半分は北海道に実施組織ができておりまして、そちらが受け持っている。北海道ではなくて、青森以南についての人たちの訪問、青森以南への受け入れについては北対協がやっているというような仕組みで、大きく実施団体は2つに分かれています。

更に、さっきも言いました元島民の自由訪問というのは、これは人道的な墓参とは違って、自分のふるさとへビザなしで帰るという仕組みですが、この中に説明が出ていたと思いましたがけれども、北対協のお金で、千島連盟という、元島民の法人がございまして、そこへ事業の委託をするという仕組みになっています。

それから、専門家については、さっき日本語の講師を三島に派遣していると言いましたが、これはその一環の事業です。

ですから、基本的に、ビザなし交流は、北対協と北海道の実施組織が行っている。しかし、そしてもう一つ、専門家のグループの中で、これは北大などが中心になっていますが、全く国費を入れないでやっているグループもあります。

というようなことで、経過もあって、複雑になっていますが、北対協は、大ざっぱに言えば、全体の3分の2ぐらいのところを受け持っているという感じだと思います。

神谷委員 業務内容に直接関係ないのですけれども、根室連絡所というのは、通常何をどういうふうにやっていて、それは組織上は、位置づけが何だか難しいのですがどういうふうに、特に、札幌とどういう関係でやっていらっしゃるのか、意味を教えておいていただければと思いますが。

井上理事長 1つは、根室には、常勤職員にはいません。いませんが、囑託の職員をさっきの北方館に2人ないし3人、それから、千島会館という場所がありますが、ここに常駐者として1人、したがって、囑託の職員の形で3名ないし4名を根室に置いているというのが実態です。

北方館の方は、北方館の運営と申しますか、お世話をしている。それから、千島会館にいる方は、1つは融資の関係の現地での窓口的な役割、もう一つは、ビザなしが今のような形でたくさん行われていますので、ビザなしの出発口、受け入れ口のところにいろいろな事務が、非常に小さな事務ですけれども、あります。その辺りの事務を一人の方にやってもらっている、ということでございます。

組織的な位置づけは、札幌事務所というよりも、こちらの直轄に近い形に現在はなっています。

飯田分科会長 出塚先生、何かありますか。

出塚委員 今のところありません。

飯田分科会長 それではよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

次いで、もう一つ、15年度の財務諸表等について、協会の方から御説明いただきたいと思っています。

吉越事務局長 それでは、財務諸表につきまして、一般勘定につきまして私の方から、それから、貸付勘定につきましては、飛山所長の方から御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、独立行政法人会計基準に基づきまして、これは作成されておりますけれども、1ページからの法人単位財務諸表は、協会全体を表したものでございまして、すなわち、一般業務勘定と貸付勘定の財務諸表を一緒にしたものでございまして、これはちょっと省略させていただくことにしまして、まず、一般勘定の方から、23ページをお開きいただきたいと存じます。

23ページ、一般業務勘定ということの中で、24ページ、25ページにわたりまして、貸借対照表が付いております。ここから私どもが説明してまいります。

この資産の部ですけれども、「流動資産」として、現金、預金、及び労働保険の前払い費用の合計が7,153万3,627円となっております。

「固定資産」でございしますが、その中の「有形固定資産」としては、建物、これは道東に3つの啓発施設を有しております。それから、車両運搬、これは根室に啓発バス1台を所有しております。工具機器備品は、これは各地にございまして広告塔、それから、パネル等の啓発物品を所有いたしております。

次に、「無形固定資産」でございしますが、これはインターネットシステム、あるいは会計システムのソフトウェア、あるいは電話加入権でございまして。

「投資その他の資産」でございしますが、これは東京事務所の敷金でございまして。

以上、固定資産合計は2億4,819万3,182円となり、資産合計は3億1,972万6,809円ということになっております。

次に、25ページの方でございしますが、負債の部でございまして。

「流動負債」でございしますが、これは運営費交付金債務は、国からの運営費交付金のうち、人件費等の未使用分となっております。これは給与改定等による減額分ということによるものでございまして、いわゆる未使用分でございまして。

それから、未払金は、社会保険料等の未払分、預り金は、住民税、所得税の預り分でございます。

次に、固定負債ですが、これは運営費交付金で購入いたしました資産、いわゆる会計シス

テムの見返分でございます。

以上、負債合計は、2,027 万 8,904 円でございます。

次に「資本の部」の資本金である政府出資金ですが、旧協会から 10 月 1 日の期首に継承された資産相当分に該当するものでございます。

次に、資本剰余金の損益外減価償却累計額は、これも旧協会から継承された固定資産、すなわち、先ほど申し上げました北方館等の 3 施設、それからバス、広告等の償却分でございます。

「利益剰余金」のうち、積立金は旧協会から継承された預金利息の積立分でございます。また、当期末処理損失は什器、いわゆる不要になった備品の除却に伴う損失でございます。不要になったと申しますのは、広告塔を一部撤去しましたり、ワープロが古くなったりとか、テープレコーダーが使えなくなったというようなものでございます。

以上、資本合計は 2 億 9,944 万 7,905 円となります。そして、負債資本合計は、3 億 1,972 万 6,809 円ということになります。

続きまして 26 ページの損益計算書の方に移ります。

「経常経費」としては、協会の啓発事業を行うための「北方対策業務費」と、人件費等の「一般管理費」から構成されております。「北方対策業務費」は、県民会議及び北連協が実施する啓発事業に対する支援等々の経費でございます。

「一般管理費」ですが、東京事務所の役職員人件費、あるいは事務所の家賃、それから、監査法人の監査経費等でございます。

また、減価償却費は運営費交付金で、購入いたしました会計システムの当期償却分でございます。

経常費用の合計は、1 億 8,948 万 7,582 円でございます。

次に、「経常収益」ですけれども、運営費交付金収益額は、経常費用合計額から減価償却費を除いた金額と同額となります。

それから、預金利息等を含めた経常収益の合計額は、1 億 8,950 万 5,050 円となります。そこから、経常費用 1 億 8,948 万 7,582 円を差し引きますと、1 万 7,468 円の経常利益が生じています。

これと、臨時損失として、固定資産、先ほどの什器備品の除却分、40 万 1,429 円とを相殺いたしますと、当期は、合計 38 万 3,961 円の損失が生じました。これは、貸借対照表の資産の部の利益剰余金の当期末処理損失額と同額となります。

続きまして 27 ページの「キャッシュ・フロー計算書」でございます。これは当年度における現金、預金の流れを示したものでございます。

事業実施に伴う収入・支出を表した業務活動によるキャッシュ・フローです。それから資産としての支出を表した投資活動によるキャッシュ・フローで構成されております。

資金減少額は、589 万 6,745 円となりまして、期末残高は 7,103 万 8,232 円となりました。この 589 万 6,745 円の減額の原因は、主に 9 月末に特殊法人時代に残ってありました未

払金の支払いと、当期分の運営費交付金の未使用分、先ほど申しました人件費等の余りでございますけれども、その残額との差となっております。

次に 28 ページ、「損失の処理に関する書類（案）」でございますが、これは先ほど損益計算書で発生しました損失につきまして、通則法第 44 条、利益及び損失の処理の規定に基づきまして、積立金を取り崩すこととしたいと考えております。

続きまして、「行政サービス実施コスト計算書」でございます。これは 29 ページでございます。独立行政法人の業務の運営について、国民が負担するコストを集約することを目的にこれは作成されております。この構成は事業に直接かかるコストとその他想定されるコスト等から表現されております。

業務費用合計 1 億 8,987 万 1,543 円は、損益計算書で説明いたしました減価償却相当額 848 万 1,160 円は、貸借対照表の資本の部、資本剰余金の項で説明した金額となっております。

次に、引当外退職給付増加見積額、400 万 4,844 円は、役職員、私どもがすべて退職したときにかかる対前年度増額分を計上しております。いわゆる半期分を計上しております。また、機会費用は、無償で借りております啓発施設の土地を有料とした場合の使用料、それから、政府出資金については、次の 30 ページをご覧いただきたいのですが、その 4 の（2）で、示されている率で計算したものでございます。

想定されるコストは、214 万 7,734 円となり、合計コストは、2 億 450 万 5,281 円となります。

次のページに移りますが、これは重要な会計方針ということで、いろいろな貸借対照表とか、損失計算書を作成するに当たりまして、計上するための基準を示しておりますので、説明は省略させていただきます。

併せまして附属明細書につきましても省略させていただきます。

次に、飛びまして 54 ページをごらんいただきたいと存じます。これは「決算報告書」でございます。一般勘定分でございます。

まず、収入の部ですが、当初予算として運営費交付金、2 億 548 万円。それから、事業外収入として労働保険料の個人負担分、23 万 8,000 円の合計 2 億 571 万 8,000 円となっていました。決算では、事業外収入として、監査法人の指摘によりまして、労働保険料の個人負担分は計上せず、預金利息のみの計上としたため、22 万 532 円の収入減となっております。

続きまして支出の部ですが、当初予算合計額、2 億 571 万 8,000 円に対しまして、決算額は 1 億 9,035 万 3,832 円となり、差し引き 1,536 万 4,168 円の残が生じました。この額から事業外収入で計上しなかった労働保険料の個人負担分、23 万 8,000 円を差し引きますと、1,512 万 6,168 円となり、これは貸借対照表で説明いたしました運営費交付金債務、1,512 万 6,168 円と一致いたします。これは貸借対照表で説明した人件費等未使用分の繰越しとされるものでございます。

以上でございます。

続きまして札幌勘定につきまして御説明します。

飛山所長 では、札幌の行っております融資事業にかかります貸付業務勘定について御説明をさせていただきます。お手元の資料の 38 ページ、39 ページでございます。「貸借対照表」でございます。

まず、「資産の部」といたしまして「流動資産」、現金、預金が 7 億 6,600 万ほどございます。次に、貸付金でございますが、貸付債権が合計で、下の方にちょっとございますが、後ほど説明いたしますが、全体で 54 億 1,400 万ほどでございますが、このうち一般債権と貸倒懸念債権といたしまして、52 億 6,400 万ほどございます。これに対します貸倒引当金でございますが、3,600 万ほどございまして、差引き 52 億 2,700 万円がいわゆる流動資産の方の貸付金の残高でございます。そのほか、前払い費用といたしまして、これは主に 4 月分の事務所の借り上げ料でございます。

未収収益でございますが、これは貸付金利息、並びに貸付勘定では基金 10 億円持っております。その未収収益に当たるものがございます。合せまして 1,200 万ほどございます。次に、未収金でございますが、私どもが貸付の中で委託金融機関扱いの貸付けがございます。これがいわゆる回収元利金で期末の時点でまだ協会の預金口座に入っていないものが計上されてございます。流動資産の合計といたしまして、60 億 700 万円でございます。次に「固定資産」でございますが、有形固定資産、これは事務所内にあります什器備品類でございます。1,000 万ほどでございます。

次に、無形固定資産でございますが、札幌事務所でコンピュータを用いております。そのソフトウェア並びに電話加入権でございますが、合せまして 160 万ほどでございます。次に、「投資その他の資産」の中の投資有価証券でございますが、7 億円を要しておりますが、これは基金の一部を農林中央金庫発行の利付農林債を持っているものでございます。

次に破産更生債権等の貸付金でございますが、54 億のうちいわゆる不良債権的なものが 1 億 4,900 万ほどございます。これに当たります貸倒引当金が 1 億 100 万ほどございまして、差し引き 4,700 万の貸付残高と相なっております。

固定資産の方の合計で申し上げますと、7 億 5,900 万、資産の合計で申しますと、約 67 億 6,700 万円が資産合計でございます。

それに対しまして、次のページになりますが、負債の部でございます。流動負債といたしまして、合計で 12 億 5,500 万ほどございますが、まず、内訳といたしまして、預り補助金でございます。これはいわゆる貸付勘定につきましては、補助金でいただいておりますのが、後ほど損金のところで申し上げますが、いわゆる国庫にお返しする分が 2,200 万円、いわゆる剰余が出ております。お返しする分でございます。

次に、1 年以内返済予定長期借入金でございますが、固定負債の方にもございますが、長期の借入金の合計が 50 億 10 万の残高となっております。そのうち 1 年以内、いわゆる平成 16 年に返済が予定されている金額が 11 億 9,860 万円がでございます。

次に未払金、約 800 万ほどございますが、これは諸経費の未払金でございます。預り金で

ございますが、これは職員の所得税、住民税等が主なものでございます。次に未払い費用でございますが、2,500 万ほど計上されてございます。これは長期借入金の経過未払利息が主なものでございます。

次に前払収益でございますが、これにつきましては、私ども短期の貸付がございます。その中で、未経過利息分を前取りしている関係、短期資金の場合は貸付金利息を前取りしてございます。その未経過利息を計上しているもので、若干4万6,000 円ほどございます。固定負債でございますが、資産見返債権ということで400 万ほどございますが、これは補助金によりまして購入した備品の対応する見返勘定分でございます。

長期借入金でございますが、先ほど触れました50 億のうちの1年以内の返済を除いたものでございまして、38 億150 万ということになってございます。

遅れましたが、長期の借入金につきましては、いわゆる貸付財源に充てているものでございます。負債の合計といたしまして50 億6,100 万。

次に、資本の部でございますが、資本剰余金と基金10 億円持っております。これにつきましては、旧法人から引き継いだものでございますが、更にさかのぼってお話ししますと、貸付業務勘定につきましては、昭和36年に旧北方協会が設立されております。そのときに、国の方から10 億円の登録国債が出まして、昭和46年に現金化された10 億円でございます。

次に、利益剰余金でございますが、積立金として8 億2,700 万、これは旧、先ほど申しました北方協会時代からずっと積んできた利益剰余金でございます。これが旧法人、いわゆる去年の10月1日に旧法人から引き継がれたものでございます。

そこに、当期末処理損失として1 億2,100 万ほどございますが、これは後ほど損失の処理に関する書類のところで御説明を申し上げたいと思います。差し引き7 億500 万が利益剰余金ということでございます。したがって、負債と資本の合計足しまして、67 億6,700 万ということになってございます。

次に40 ページの「損益計算書」について御説明を申し上げます。

まず、「経常費用」といたしまして、貸付業務費、それから一般管理費、財務費用、いわゆる支払利息、これは長期借入金に対する支払利息でございますが、主にこの3つの項目の経常費用となっております。合計で申し上げますが、1 億2,141 万9,657 円となっております。

次に、「経常収益」でございますが、先ほども触れましたけれども、国からの一部補助金ということで7,200 万、それから、貸付金利息でございますが、これが4,000 万ほどございます。

次に、大きなところで飛びまして、財務収益でございますが、これは基金10 億の上がりでございます。利息収入でございます。合せまして、経常収益の合計が1 億1,400 万でございます。差し引き、経常損失として670 万ほどございますが、このほかに臨時損失といたしまして、固定資産除却損が94 万9,000 円計上され、また、臨時利益といたしまして、貸倒引当金の戻入益がございます。これは、旧法人からのときの貸付引当金でございますが、これが

約 1 億 5,300 万でございます。そして、当該年度、償却が 700 万ほどございまして、いわゆる決算整理前の引当金残高が 1 億 4,600 万ほどでございます。

そして、3 月 30 日で引当金 1 億 3,800 万ほど計上されまして、差引き戻入益が出たということでございまして、770 万ほどでございます。

貸付勘定につきましては、収支差補助ということになっておりまして、利益が出ない仕組みとなっております。逆に申し上げます、先ほど経常収益のところ、補助金等の収入益 7,200 万と申し上げましたが、いわゆる不足分をここで国からの収益化した金額が 7,200 万ということになってございます。

以上が損益計算書でございます。

次に、キャッシュ・フローでございますが、まず、業務活動によるキャッシュ・フローですが、いろいろ出たり入ったりがございまして、合計で 2 億 7,000 万が増となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、定期預金の解約収入とございまして、これは退職給与引当金がございました。それに見合う分を定期預金として積んでおりましたものを解約したものでございます。それが差し引きしまして 1,200 万ほどでございます。

財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、長期借入金で 4 億 8,700 万、それから、長期の借入金の返済でございますが、9 億 4,000 万ということで、返済につきましては、後半の 11 月、12 月に返済が組まれておりまして、そうした関係で返済が多くなってございます。したがって、資金の減少額が 1 億 7,000 万、それから、期首残高が 6 億 3,600 万ございまして、差引 4 億 6,600 万が次期に繰り越していく資金でございます。なお、ここで、貸借対照表の方で、7 億 6,600 万と現預金になっておりますが、ここではいわゆる基金 10 億がございまして、定期預金として 3 億持っておりますが、この分が除かれておりますので、つけ足して申し上げたいと思います。

42 ページの「損失の処理に関する書類」でございますが、先ほど申しました当期末処理損失でございますが、1 億 2,100 万ほどでございます。これは、旧法人から継承時の繰越欠損金でございますが、この中身につきましては、主に貸倒引当金でございます。旧法人におきましては、貸倒引当金は、貸付残高の 1,000 分の 6 を繰り入れたものですが、それだけを引当金として計上してございました。新法人につきましては、いわゆる、先ほど来お話が出ていますように、独立行政法人の会計基準によりまして、貸付金残高につきまして、債権分類を行っております。それぞれ、自己査定をいたしまして、約 1 億 2,000 万ほど計上するようになったわけですが、この財源につきましては、先ほど貸借にございました積立金から取り崩すということになっております。これにつきましては、さきの 12 月ですか、昨年の資産評価委員会等におきまして、確認されているところでございます。以上が損失処理に関するものでございます。

「行政サービス実施コスト計算書」でございますが、まず、業務費用につきましては、損益計算書で明らかになっております経費の全体から、貸付金利息の自己収入を補助することによりまして、国民が負担するコストを計算しておりまして、金額はここで申し上げますが、

7,200 万ほどございます。業務費用の合計として 7,200 万円でございます。

損益外減価償却相当額については、貸付勘定では該当がございません。

引当外退職給付増加見込額ですが、協会の定員に対する退職給付は国に財源されることから、中期計画において明らかにされておりますので、退職給付引当金を計上しておりません。ここで計上されているのは、退職支給時のいわゆる半年分の支払額の増加見込額を今期分として計上しているものでございまして、約 300 万ほどでございます。

機会費用でございますが、国有財産の無償の使用は関係勘定についてはございません。ただ、先ほど申し上げました政府出資費用の機会費用として基金 10 億円を持っておりますので、これも先ほど出ております国債の利回り 1.435 の率を用いて計算しておりまして、半年分として約 700 万ほど計上されております。

以上、併せまして、8,227 万 9,675 円が、国民が負担するコストということになるかと思えます。

44、45 ページの「重要な会計方針」につきましては、一般勘定御説明のとおり省略させていただきます。

それから、48 ページ、49 ページの明細書でございますが、これにつきましても、省略をさせていただきます。

決算報告書でございますが、55 ページでございます。貸付勘定の決算報告書を御説明申し上げます。

まず、収入の部でございますが、貸付事業費補助金と貸付金利息収入、それから事業外収入、主にこれは基金の 10 億の関係でございます。合計で 1 億 5,700 万に対しまして、決算額ですが、1 億 1,800 万、3,800 万ほどが減ということになってございます。

差額のところでちょっと申し上げますが、貸付事業費補助金の 2,200 万につきましては、国庫にお返しするものでございます。収支差補助ということで、先ほど御説明申しました不用額が生じたものを国庫にお返しするということでございます。

それから、次に支出の方でございますが、貸付業務関係費、それから一般管理費、人件費、合せまして 1 億 5,700 万に対しまして、決算額ですが、1 億 2,500 万ということでございます。差し引き 3,100 万ほど差額が出てございますが、これらにつきましては、ここに理由がちょっと書いてございますが、こういうような形になっております。

以上、雑駁ですが、御説明を終わらせていただきます。

飯田分科会長 ありがとうございます。委員の皆さんから何か御質問なりございましたら、お願いいたします。

出塚委員 よろしいでしょうか。会計的な専門的なことをお話ししても恐縮なんですけれども、ちょっとお聞きしておきたいところが 2、3 あるんですけれども、まず、38 ページのところなんですけれども、貸付金というのがありますね。これは元島民等に対する貸付金ですね。これは期間はどれぐらいの貸付期間なんですか。

飛山所長 まず、事業資金に必要な資金ということで、漁業資金から始まって、いわゆる

農業、商業用の資金ですね。漁業資金につきましては大体 15 年、それからそのほか生活資金の関連資金がございますが、更生資金とか修学資金とかいろいろございます。あと住宅関連資金がございますが、大きなところでは、住宅資金につきましては、住公さん並の 30 年ということですよ。

そういうことで、平均で申し上げれば、大体 14~15 年ということになってございます。

出塚委員 数字に対しての疑問はないんですけども、この流動資産と固定資産の区分けの仕方の基準として、流動負債の方では 1 年以内に返済しろというのが流動負債に入っているんです。貸付金についても 1 年を超えるものは長期になるのではないかなと思うんです、固定資産に。だから、記載する区分けが、流動資産に載っているのかという疑問が 1 つ。長期のものは下に置いているのではないかなということが 1 つ。これは負債との対応において、そういう表示になるのが普通なので、これは監査法人の監査を受けているんですけども、ちょっとそこが少し疑問が残っているのが 1 つです。ちょっと確認していただきたい。

札幌事務所関係者 その辺りも相談しまして、一応貸付業務勘定については、本業ということで、貸付事業自体が。それで、難しいことはわからないんですが、営業循環基準と申しますか、その範囲内のものについては流動でよいのではないかなというふうなお考えで。

出塚委員 主たる事業という。

札幌事務所関係者 ええ、主たる事業という意味で、営業循環基準ということでそちらに。

出塚委員 そうですか、そういう判断ですね。

それから、もう一つ聞いておきたいのが、26 ページのところですが、「北方対策業務費」というのが啓発支援、それから、交流はどこに入っているんですか、外部委託費ですか、交流関係の費用は。

吉越事務局長 後半はなかったんです。今度が、1 年になりますと、これは 9 月までに四島交流事業が終わってしまいましたので、入っていないということです。

出塚委員 さっき 3 本立てで説明されておりましたね。3 本立てで区分けができるかできないか私も非常に疑問なんですけども、難しさが残ると思うんですけども、そういう表示ができると非常によくすっきりわかるような感じがするんですね。

それと、人件費の表示が、事業対策費に人件費とくくっておいて、一般管理費なんて役員報酬、給与と分かれてきて、それから、40 ページ見ると、貸付業務費の中には人件費はないんですよ。一般管理費、役員報酬、給与、賞与とあるんですけども、この分ける基準も少し検討する必要があるのではないかと実は思ったということぐらい。数字に対してどうのという疑問はありませんので、表示の問題として。

今の 26 ページの方は、本当のことを言うと、事業項目だとか、個別項目別評価というのがあるので、事業立てとこれが合うと非常にわかりいいですよ。それが、事業立てとこの決算になるとちょっと入り込んで見えないうことがあって。それは大変手数のかかる話で、どこまでできるかどうか私もわかりませんが、検討できないでしょうか。

長尾専務理事 監査法人そのものは、そういうところまで見た感じでこうしていくと、全

く専門的にしていないと思いますので、その辺は、監査法人との関係でお話しされて、どういう整理ができるのか。

飯田分科会長 主務大臣がこの財務諸表を承認するときに、この評価委員会の意見を聞かなければならないということで、私どもの方で何らかの意見を出すという形になりますので、やはり、この問題はもう御専門の手塚先生に、ちょっと時間を得て御検討いただいて、それを受けてもう一回お話し合いをする。そして、評価委員会の意見としてまとめていくという手順だろうと思うんですが、よろしいでしょうか。それで、出塚先生それでよろしいですか。

出塚委員 はい。

飯田分科会長 お願いいたします。どうもありがとうございました。

神谷委員 ちょっと最後に、追加で1つだけお聞きしたいことがあるんですが。

一般管理費の節約というのが当初から1つの重要な項目になっているんですが、これで、一般管理費というのは、表で言うとどこからどこまでが一般管理なんですか、人件費を除く一般管理費というのは、どうにもよくわからないので、この機に、今後の、それこそ評価に関係があるので、ちょっと教えていただきたいのですが。人件費を除く一般管理費約2,900万円というところは、どれを見れば。

吉越事務局長 損益計算書で、26ページをごらんいただきますと、一般管理費というのがございますね。その中で役職員報酬、給与、それから法定福利経費、ここまでは人件費なんですよ。これを除いたあと、旅費だとか賃料とか光熱、消耗品、通信費、租税公課、以下のところが大体、これが一般管理費。

神谷委員 わかりました。

飯田分科会長 よろしいですか。

出塚委員 この一般管理全部に基準があるんですか。

井上理事長 今回のルールで行きますと、独法化になる前、前年度、平成14年度ですが、平成14年度の区切りで固定されてしまっていて、恐らく、見ていませんが、ほかの法人その他、かなりでこぼこがあるのではないかと思います。うちの場合には、非常に純粋に一般管理費的なものだけしか計上していませんので、ここの13%削減というのは、大変厳しいなというのが頭からの話です。加えて、法人監査、監査法人監査の経費がもともと出発点になる14年にはありませんでしたので、それを加えた形でなおかつ13%減らさなければならない、極めて小さい額の中で、監査法人経費は額自体大きくありませんが、ウェイトとしては大きいということがあります。

現実的には中期計画で一般管理費、人件費除く4年半での13%減というのは数字で書いてあるんです。したがって、そこをいじり直してしまって、いいのかという問題が非常にあると思います。

出塚委員 そうですね。そんなに13%ずつ減らして行ってやっていけるのか。

吉越事務局長 最後は、間仕切りして、これをお返しすると言っちゃおうかと。返さないとやっていけないかもしれないです。

飯田分科会長 ありがとうございました。

それでは、事務局から、今後のスケジュールについて、影山参事官、お願いします。

影山参事官 先生方にはいつもお世話になっており、今後もどうぞよろしく願いいたします。

評価ということでございますので、私たちが事務局ということで、お読みいただければと思いますけれども、今回のヒアリングの結果を踏まえまして、資料2の指標に、自己評価ということで、協会の方で記入いたしてございますが、これについて先生方それぞれに記載していただく。

それから、資料3の総合評価表について御記載いただくということでございます。独法のそもそも論でございますとか、今の財務指標の問題ですとか、恐縮でございますが、この各項目に御記載いただければというふうに存じます。

それから、その取りまとめということで書いてあるとおりでございますが読ませていただきますと、原案を作成いたします。事実関係について確認した上で、分科会長の飯田先生に御確認していただいて、その後、先生方に送付させていただきますまして、次回、分科会、8月30日に諮らせていただければと。

それから、農水省の方の評価委員会でございますが、24日に決定されるということでございます。そういう運びになっています。それを含めまして、8月30日に開催予定の北方分科会において御審議いただきまして、決定を公表するというふうなことになっております。

何度も繰り返してございますが、半年分の実績ということで、非常に書きずらいところであるということと、財務諸表につきましては、なかなか本当に難しいというところがございますけれども、今回の議論を踏まえまして、各先生方にそれぞれ御記載いただければというふうに存じます。

また、来年が日魯通好条約150周年ということで、来年当初には、プーチン大統領の来日もう決定されているといったような中で、今年中にまたいろいろ事務レベル協議、それからロシアの外務大臣の訪日と、そういった日程の中でいろいろ動きがあり、いろいろ啓発関係もそれに当然国民世論が盛り上がっておりますので、それに対応した措置を本部、それから協会がやっていかなければいけないというふうなことで、これから、来年度にかけて我々も本番かなというふうなところでございます。協会の方もいろいろ半年の分でございますが、理事長からもお話がございましたように、いろいろ工夫してやっていただいていると思っております。

先生方におかれましては、今後ともいろいろお知恵をいただきまして、御指導いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

飯田分科会長 ありがとうございました。何かほかにもございますか。

150周年ということになると、勿論内閣府の北方対策本部の方もそうでしょうけれども、北対協の方もいろいろと、今までの大体ルーティーンでやってきたというその延長で来てい

る仕事とは大分変わった工面になる可能性はあるんですか。

影山参事官　そういうふうにいるいろいろ工夫をして、限られた予算の中でやっていかなくてはいけないということですが、当然、予算の制約とかいろいろありますけれども、そこはいろいろ知恵の出しようであろうと思っております。

飯田分科会長　ありがとうございました。何かほかに。御意見なりございましたら。

それでは、最後に、2月23日に開かれた第1回の分科会の議事録、お手元にお配りしてありますけれども、必要な修正は終了しているので、あと、念のために御確認いただくということになるんですけれども、もしこれでよろしければこれを公開するということにさせていただきますことになります。これはどうでしょうか、今、御確認いただきますか。

杉田専門官　後から何かお気づきの点がございましたら、後ほど連絡いただくという形でも構いません。

飯田分科会長　では、そういうことでさせていただきますよう。

そうすると、以上で今日予定されておりました議題は全部終わったことになります。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。